

★区画整理に伴う重要なお知らせ★

区画整理に伴う固定資産税の減免について

①区画整理事業地内の土地の固定資産税については、毎年1月1日の現況を確認して行うことになっていますので、1月1日時点において区画整理事業の造成工事等で利用できない土地については、固定資産税の減免対象になります。

②区画整理事業地内の建物の固定資産税については、1月1日までに建物の移転補償契約を済ませ、その契約を交わした年度の3月末までに建物を取り壊した場合は、減免の対象になります。

なお、固定資産税の減免については、税務課窓口での申請が必要です。申請の際は、納税通知書・認印・関係書類(物件補償契約書、建物を取り壊した期日が証明できる書類等)をお持ちください。申請についてご不明な点がありましたら、税務課までお気軽にお尋ねください。

家屋滅失届について

建物の撤去後、「家屋滅失届」が必要となります。持ち主から届出がない場合、課税されるおそれがありますので、まだ届出されていない方は印鑑、区画整理事業に係る物件移転補償契約書、建物を取り壊した期日が証明できる書類等をご持参のうえ、税務課にて届出をお願いします。

所有権移転等の届出について

売買・相続などにより土地の所有権が移転したときは「所有権移転届」を区画下水道課に提出してください。なお、届出を行う際は土地登記簿抄本、登記済証の写し等、所有権の移転を証する書面の添付が必要です。

建築行為等の制限について

※土地の形質の変更（切土、盛土）

※建築物その他の工作物（擁壁、石積、車庫等）の新築、改築、増築

※重量5トンを超える、移動の容易でない物件の設置

以上を行うには、土地区画整理法第76条第1項の規定により、南風原町長の許可を受けなければなりません。許可をする場合において、区画整理状況により、期限、その他必要となる条件が附される場合があります。申請前には区画下水道課にご相談するようお願いします。

仮換地図での分割の費用負担について

仮換地指定された土地の分筆業務等に伴う計算については、本町では初回の計算業務は町負担で行っておりますが、2回目以降の計算業務の費用については、原因者負担となります。ご理解よろしくをお願いします。

建物用途について

津嘉山北土地区画整理地内には地区計画が定められており、建築物の用途や高さ制限等があります。地区計画に関する問い合わせは、まちづくり振興課までお願いします。

工事発生土の農地等への利用について

区画整理工事に伴って発生する土(主にクチャ)を農地等の盛土を希望する町民に対し、**無料で運搬**します。ただし、盛土に伴う作物・フェンス等の撤去、隣地との調整・諸手続きについては、盛土を希望する土地所有者等に対応をお願いします。詳しくは区画下水道課にお問い合わせ下さい。

◎区画整理について問い合わせ
区画下水道課 TEL:889-2508

◎地区計画について問い合わせ
まちづくり振興課 TEL:889-4412

◎税金関係について問い合わせ
税務課 TEL:889-4413